

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
小型まき網第 1 種漁業及び小型まき網第 2 種漁業	1	総トン数 5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	<p>東京内湾を除く神奈川県海面。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 東京湾 横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海獺島灯標（北緯 35 度 12 分 43.4 秒、東経 139 度 44 分 7.2 秒）及び三浦市劔埼突端を順次結んだ線以西の海面。</p> <p>2 相模湾 (1) イとロを結んだ線以東の海面。 (2) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリを順次結んだ線以北の海面。</p> <p>備考 上記(1)及び(2)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。</p> <p>イ 横須賀市長ヶ崎突端 ロ 逗子市大崎突端</p>	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されてい	1. いわしを目的とした採捕に限る。 2. 火光を利用してはならない。	令和 6 年 1 月 26 日から 同月 31 日まで	令和 6 年 2 月 2 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで

			<p>ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線とロと足柄下郡真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点</p> <p>ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市江の島江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点</p> <p>ホ 藤沢市江の島江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点</p> <p>へ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点</p> <p>ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見埼と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点</p> <p>チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見埼を結んだ線とりをA基点とし、静岡県熱海市初島初島燈台中心点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を0度として、基点Aを中心とする左回り34度20分の線との交点</p> <p>リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央</p>	る者				
--	--	--	--	----	--	--	--	--

*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。